

公益財団法人富士社会教育センター

定 款

公益財団法人富士社会教育センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人富士社会教育センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県御殿場市に置く。

2. この法人は、理事会の決議を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の政治、社会、経済、環境、エネルギーなどの意識の向上及び勤労者の地位向上を図るため、広く国民の社会教育を行い、もって福祉の向上とわが国の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

2. 自然環境の保護や環境学習活動、スポーツ団体・文化団体の交流を通して、青少年の豊かな人間性の涵養を目的とする。
3. この法人は、特に特定の政党を支持し、または反対するための政治活動を行うことを目的とするものではない。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育活動を通じて、勤労者の福祉の向上や国民生活の安定向上に寄与すると同時に、政治・環境・エネルギーの意識の向上を図ることを目的とした「合宿研修教育の企画・実施、講師派遣、通信教育、出版、研修、調査」等の事業を実施する。
 - (2) 自然環境保護・環境学習活動・青少年のスポーツ団体や文化団体の交流等の事業を実施する。
 - (3) その他前条を達成するために必要な事業。
2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この

法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の定め)

第6条 基本財産は、譲渡し、交換しまたは担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経て、その一部に限り譲渡し、交換し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第7条 この法人の事業遂行に要する費用は、財産から生ずる果実、事業に伴う収入、維持会費、及び寄付金等のその他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の規定により報告・承認を受けた書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

（債務負担、借入金）

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議、評議員会の決議を経なければならない。

第12条 第6条但し書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算書で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

（会計の原則）

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第4章 評議員

（評議員）

第14条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任は妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 17 条 評議員は無報酬とする。但し評議員会出席の場合は、交通費・日当として 5, 0 0 0 円を支給する。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 18 条 この法人の評議員会は、すべての評議員をもって構成し、評議員は評議員会において各 1 個の議決権を有する。

2. 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種類とする。

(評議員会の定足数)

第 19 条 評議員会は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時評議員会は、次に掲げるときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員から、理事長に対し会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求をした評議員が法律に基づき裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招集)

第22条 評議員会は、前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議によって、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
3. 理事長（前条第2項第3項により招集する場合は、当該評議員）は、評議員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに、日時及び場所を示して、評議員会の日の1週間前までに、書面をもって通知しなければならない。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
4. 理事長（前条第2項第3号により招集する場合は、当該評議員）は、前項の書面による通知に代えて、評議員の同意を得て、電磁的方法によって通知することができる。
5. 前4項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、出席した評議員より選出するものとする。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権行使の禁止)

第 25 条 評議員は、書面及び委任、代理人による議決権の行使をすることはできない。

(評議員会の決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員（当該提案について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録に議長及び出席評議員の代表 2 名以上が署名若しくは記名押印のうえ、これを保存する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 4 名以内

2. 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事・常勤理事とし、必要に応じて副理事長 1 名を置くことが出来る。

3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 29 条 理事、監事は評議員会の決議によって選任する。

(1) 理事長は、この法人の代表理事として理事会の決議により選定する。

(2) 専務理事は理事長を補佐し業務を執行する理事として理事会の決議により選任する。

(3) 副理事長・常務理事・常勤理事は、この法人の業務を執行する理事として理事会の決議により選任する。

2. 監事は、この法人又はその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
4. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常勤理事の職務)

第30条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2. 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその業務執行に係る職務を代理し、理事長が欠けたときはその業務執行に係る職務を行う。
3. 副理事長・常務理事・常勤理事は、この法人の業務を分担執行する。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(職務執行報告)

第32条 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常勤理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 35 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

但し、監事の解任については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の多数による議決によらなければ解任することはできない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第 36 条 役員は、評議員会で別に定める支給基準により報酬等を支給することができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 37 条 理事は、次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の同意を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益相反する取引。
2. 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問及び参与)

第 38 条 この法人には顧問及び参与を若干名おくことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会にて決議し理事長が任命する。

3. 顧問は、理事長の要請に応じて、それぞれの会議に出席して意見を述べることができる。
4. 参与は、理事長の諮問に応じて専門的知識の助言を行うことができる。

(職員)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

- (1) 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な使用人は、理事会の承認を得る。
- (2) 職員は有給とする。
- (3) 職員の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委員会)

第 40 条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要に応じ、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
3. 委員の中から、会長 1 名を互選する。
4. 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
5. 委員会の会長は、理事会の決議を経て各種会議に参加することが出来る。

(研修センター)

第 41 条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要に応じ、理事会の決議を経て、研修センターを置くことができる。

2. 研修センターの役員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
3. 研修センターに関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
4. 研修センターの長は、理事長が兼任する。
5. 研修センターの事務の統括として、理事会の決議を経て、総主事を置くことが出来る。

第7章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

第43条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
 - (2) 理事の職務執行の監督。
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事・常勤理事の選定及び解職。
 - (4) 法人法第181条第1項に規定する評議員会の招集に関する事項の決定。
2. 理事会は、次に掲げる事項とその他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
 - (2) 多額な借財。
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任。
 - (4) 従たる事務所その他に重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - (5) 法人の業務の適正を確保するための体制の整備。
 - (6) 法人法第198条において準用される第111条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除。

(理事会の種類及び開催)

第44条 理事会は定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2. 定例理事会は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

但し、前条第3項第3号の場合を除く。

2. 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、各理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から1週間前までに書面をもって通知しなければならない。
但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第46条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

2. 理事長に事故あるときは、第30条第2項の規定により、専務理事が代理する。

(理事会の定足数)

第47条 理事会は、理事現在数で決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開催することができない。

(理事会の決議)

第48条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数の決議をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. ただし、前項前段の決議には、議長は加わらない。

(理事会の決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることが出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。

但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第50条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会

に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 51 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事の代表 2 名以上及び出席監事が署名若しくは記名押印の上、これを保存する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員定数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、この定款の第 3 条及び第 4 条の目的並びに第 15 条の選任については、評議員会において、評議員定数の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。
3. 前 2 項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁へ届け出なければならない。

(合併)

第 53 条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員定数の 3 分の 2 以上の同意を得て、他の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

なお、この行為を行う場合は、あらかじめその旨を行政庁へ届け出るものとする。

(解散)

第 54 条 この法人は次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 基本財産の減失その他の事由により、この法人の目的である事業の成功が不能となった場合。
- (2) 合併によりこの法人が消滅する場合。
- (3) 破産手続きが開始された場合。
- (4) 裁判所による解散命令が確定した場合。
- (5) 2 事業年度連続して貸借対照表上の純資産額が 300 万円未満となった場合。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第10章 補則

(書類の備え置き及び閲覧)

第58条 この法人の主たる事務所及び従たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会議事録及び理事会議事録
- (8) 認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給基準を記載した書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項各号の書類等の備え置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

(細則)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は大松明則とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青木 清
有野正治
梅澤昇平
加藤秀治郎
川上 恕
近藤宣之
佐瀬昌盛
種岡成一

別表 基本財産
(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
土地	31,930.72 m ² 計 15 筆
	①7,377.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 167 番
	②1,316.49 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 170 番 3
	③888.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 172 番 1
	④238.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 172 番 2
	⑤540.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 172 番 3
	⑥113.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 172 番 4
	⑦6.06 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 172 番 5
	⑧144.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 172 番 6
	⑨9,161.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 180 番 1
	⑩337.00 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 198 番 2
	⑪1,690.00 m ² 静岡県御殿場市神場字上ノ原 646 番 60
	⑫6,851.17 m ² 静岡県御殿場市神場字上ノ原 646 番 69
	⑬399.00 m ² 静岡県御殿場市神場字上ノ原 646 番 198
	⑭2,149.00 m ² 静岡県御殿場市神場字上ノ原 670 番 1
⑮721.00 m ² 静岡県御殿場市神場字上ノ原 679 番 1	

建物	1,471.22 m ² 静岡県御殿場市神場字北原 170 番 3 外 家屋番号 : 170 番 3
	739.89 m ² 同 所 家屋番号 : 170 番 3 符号 1
	77.76 m ² 同 所 家屋番号 : 170 番 3 符号 2
投資有価証券	三菱東京 UFJ 銀行 定期預金
	中央労金 定期預金